平成２９年（フ）第１３６号
横浜市中区末吉町４丁目83番地５　ヴォーガコルテ横浜阪東橋301号室
債務者　高橋　英文
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６２２２号
東京都葛飾区小菅２丁目９番10号　マーガレットハイム１号
破産者　有限会社小島建設
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４８８号
東京都江戸川区船堀３丁目13―31―402
破産者　佐々木春美
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４９８号
東京都練馬区旭丘２丁目41―２―313
破産者　中村　隆一
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０７２号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目13―15―102
破産者　別所美智子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２５５号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―619
破産者　井手　泰樹
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３１６号
東京都新宿区四谷２丁目３－６　パルム四谷702号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目２番15号
破産者　株式会社ジェイナス
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３１７号
埼玉県八潮市八潮５丁目８－８
破産者　前原　宏利
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４１９号
東京都足立区青井５丁目11番27号
破産者　株式会社ＲＡＹＳ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４５４号
千葉県市川市南行徳４丁目１－21－102（キャッスル・ハイピア壱番館）
破産者　加藤　　浩
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６３号
東京都葛飾区鎌倉３丁目28番25―319号
破産者　株式会社ドゥ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６４号
東京都葛飾区鎌倉３丁目28―25―319、住民票上の住所埼玉県久喜市葛梅446―５
破産者　吉田　信夫
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６８号
静岡県静岡市駿河区中野新田335番地
破産者　株式会社アライブ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1020―１、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区本郷３丁目21番６号
破産者　株式会社禄宏
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８０号
東京都足立区花畑３丁目20―２―101、開始決定時の住所埼玉県本庄市児玉町児玉1020―１　㈱禄宏内
破産者　津田　吉廣
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５１６号
東京都中央区銀座６丁目14番５号
破産者　株式会社飯島家具
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５１７号
茨城県潮来市潮来820
破産者　飯島　正利
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５１８号
茨城県潮来市潮来820
破産者　飯島　久惠
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２７号
神奈川県海老名市望地１丁目２番９－104号
破産者　株式会社ウッドスタイル
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２８号
神奈川県座間市入谷５丁目2519―30、住民票上の住所神奈川県座間市東原１丁目７－８－303
破産者　澤田　雅則
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５３３号
東京都中野区上高田３丁目21番10号　オチアイビル４Ｆ
破産者　株式会社東光流通
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部